

平成二十九年国土交通省令第六十五号

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）及び住宅宿泊事業法施行令（平成二十九年政令第二百七十三号）の規定に基づき、国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則を次のように定めます。

目次

- 第一章 住宅宿泊事業（第一条・第二条）
- 第二章 住宅宿泊管理業（第三条—第二十四条）
- 第三章 住宅宿泊仲介業（第二十五条—第四十一条）

附則

- （宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置）

- 第一条 住宅宿泊事業法（以下「法」という。）第六条の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 国土交通大臣が定めるところにより、届出住宅に、非常用照明器具を設けること。
- 二 届出住宅に、避難経路を表示すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置として国土交通大臣が定めるもの。

- （外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置）

- 第一条 法第七条の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 外国語を用いて、届出住宅の設備の使用方法に関する案内をすること。
- 二 外国語を用いて、移動のための交通手段に関する情報を提供すること。
- 三 外国語を用いて、火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内をすること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置

第二章 住宅宿泊管理条例

- （登録の更新の申請期間）

- 第三条 法第二十二条第二項の登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了日の九日前から三十日前までの間に法第二十三条第一項の申請書（以下この章において「登録申請書」という。）を国土交通大臣に提出しなければならない。

（手数料）

法第二十二条第五項の手数料は、登録申

請書に収入印紙を貼って納めなければなら

い。

（登録申請書の様式）

登録申請書は、第一号様式によるものと

する。

（登録申請書の添付書類）

法第二十三条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第二十二条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）を受けようとする者

（以下この条において「登録申請者」という。）が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 所得税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付額を証する書面

ロ 登録申請者が破産手続開始の決定を受け復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

ハ 第二号様式による登録申請者の略歴を記載した書面

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書

ホ 第五号様式による財産に関する調書

ヘ 第六号様式による法第二十五条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ト 前号チに掲げる書類

ハ 法人税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付額を証する書面

ニ 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む。次号及び第二十八条において同じ。）の長の証明書

本 第二号様式による役員並びに相談役及び顧問の略歴を記載した書面

ハ 第三号様式による相談役及び顧問の氏名及び住所並びに発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の金額を記載した書面

ト 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

チ 住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていることを証する書類

リ 第四号様式による法第二十五条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第八号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

（以下この条において「登録申請者」という。）が法人である場合においては、次に掲げる書類

（不正な行為等をするおそれがあると認められる者）

一 法第四十二条第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことの決定をするまでの間に法第二十八条第一項第四号又は第五号の規定による届出をした者（解散又は住宅宿泊管理業の廃止について相当の理由のある法人を除く。）

二 法第四十二条第一項各号のいずれかに該当する者とするとする。

（住宅宿泊管理業を遂行するための必要な体制が整備されていない者）

一 負債の合計額が資産の合計額を超えないこと。

二 支払不能に陥つていなないこと。

（住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者）

一 次のいずれにも該当する者とする。

（住宅宿泊管理業を的確に遂行するための必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことのできない者とする。）

一 次の講習であつて、次条から第九条の五までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録実務講習」という。）

二 修了した者でないこと。

（人の居住の用に供する家屋又は家屋の部）

一分の取引又は管理に関する契約の締結に関する実務に従事した期間が通算して二年以上である者でないこと。

二 一 管理受託契約を締結する住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名並びに登録年月日及び登録番号

三 二 住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅宿泊管理業務の内容及び実施方法

四 三 報酬並びにその支払の時期及び方法

五 四 前号に掲げる報酬に含まれていない住宅宿泊管理業務に関する費用であつて、住宅宿泊事業者が通常必要とするもの

六 五 住宅宿泊管理業務の一部の再委託に関する事項

七 六 責任及び免責に関する事項

八 七 契約期間に関する事項

九 八 契約の更新及び解除に関する事項

(情報通信の技術を利用する方法)

第十五条 法第三十三条第二項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

一 電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて受信者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供し、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

第十六条 住宅宿泊事業法施行令（次項及び第四十四条において「令」という。）第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類は前条に掲げる方法のうち送信者が使用するものとし、示すべき電磁的方法の内容はファイルへの記録の方式とする。

（法第三十四条第一項第六号の国土交通省令で定める事項）

第十七条 法第三十四条第一項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名
二 住宅宿泊管理業務の内容
三 住宅宿泊管理業務の一部の再委託に関する定めがあるときは、その内容
四 責任及び免責に関する定めがあるときは、その内容

五 法第四十条の規定による住宅宿泊事業者への報告に関する事項

(証明書の様式)

第十八条 法第三十七条第一項の証明書の様式は、第九号様式によるものとする。

(帳簿の記載事項)

第十九条 法第三十八条の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 管理受託契約を締結した年月日
- 二 管理受託契約を締結した住宅宿泊事業者の名称
- 三 契約の対象となる届出住宅
- 四 受託した住宅宿泊管理業務の内容
- 五 報酬の額
- 六 管理受託契約における特約その他参考となる事項

前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって法第三十八条の規定による帳簿への記載に代えることができる。

住宅宿泊管理業者は、法第三十八条に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間当該帳簿を保存しなければならない。

(標識の様式)

第二十条 法第三十九条の国土交通省令で定める様式は、第十号様式によるものとする。

(住宅宿泊事業者への定期報告)

第二十一条 住宅宿泊管理業者は、法第四十条の規定により住宅宿泊事業者への報告を行うときには、住宅宿泊管理業務を委託した住宅宿泊事業者の事業年度終了後及び管理受託契約の期間満了後、遅滞なく、当該期間における管理受託契約に係る住宅宿泊管理業務の状況について次に掲げる事項(以下この条において「記載事項」という。)を記載した住宅宿泊管理業務報

告書を作成し、これを住宅宿泊事業者に交付して説明しなければならない。

一 報告の対象となる期間

二 住宅宿泊管理業務の実施状況

三 住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅の維持保全の状況

四 住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅の周辺地域の住民からの苦情の発生状況

前項の住宅宿泊管理業務報告書の交付については、当該住宅宿泊事業者がファイル記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。ただし、当該電磁的方法は、住宅宿泊事業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

一 電子情報処理組織（住宅宿泊管理業者の使用に係る電子計算機と住宅宿泊事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 住宅宿泊管理業者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて住宅宿泊事業者の使用に係る電子計算機に記載事項を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 住宅宿泊管理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて住宅宿泊事業者の閲覧に供し、当該住宅宿泊事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを受け取る方法

（公告の方法）

第二十二条 法第四十四条の規定による監督処分等の公告は、官報によるものとする。
（身分証明書の様式）

第二十三条 法第四十五条第三項において準用する法第十七条第二項の身分を示す証明書は、第一号様式によるものとする。
（権限の委任）

第二十四条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、住宅宿泊管理業者又は法第二十二条第一項の登録を受けようとする者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第七号から第十二号までに掲げる

一 法第二十三条规定第一項の規定により登録申請書を受理すること。

二 法第二十四条第一項の規定により登録し、及び同条第二項の規定により通知すること。

三 法第二十五条の規定により登録を拒否し、及び同条第二項の規定により通知すること。

四 法第二十六条第一項の規定による届出を受理し、同条第二項の規定により登録し、及び同条第三項の規定により通知すること。

五 法第二十七条の規定により一般の閲覧に供すること。

六 法第二十八条第一項の規定による届出を受理すること。

七 法第四十一条第一項の規定により必要な措置をとるべきことを命じ、及び同項の規定により通知すること。

八 法第四十二条第一項の規定により登録を取り消し、同条第二項の規定による要請（登録の取消しに係るものに限る。）を受け、同条第三項の規定による要請（登録の取消しに係るものに限る。）をし、及び同条第四項の規定により登録を取り消すこと。

九 法第四十二条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じ、同条第二項の規定による要請（登録の取消しに係るものに除く。）を受け、及び同条第三項の規定による通知（登録の取消しに係るものに除く。）をすること。

十 法第四十三条第一項の規定により登録を取消し、及び同条第二項の規定により通知すること。

十一 法第四十四条の規定により公告すること。

十二 法第四十五条第一項の規定により必要な報告を求め、又は立入検査させ、若しくは関係者に質問させること。

前項第七号、第九号、第十号及び第十二号に掲げる権限で住宅宿泊管理業者の従たる営業所又は事務所に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該從たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

第三章 住宅宿泊仲介業

(登録の更新の申請期限)
第二十五条 法第四十六条第二項の登録の更新を受けるとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了日の九十日前から六日前までの間に法第四十七条第一項の申請書(以下この章において「登録申請書」という。)を観光庁長官に提出しなければならない。

(手数料)

第二十六条 法第四十六条第五項の手数料は、登録申請書に収入印紙を貼つて納めなければならぬ。

(登録申請書の様式)

第二十七条 登録申請書は、第十二号様式によるものとする。

(登録申請書の添付書類)

第二十八条 法第四十七条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 法第四十六条第一項の登録(同条第二項の登録の更新を含む。)を受けようとする者(以下この条において「登録申請者」という。)が法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

ロ 登記事項証明書又はこれに準ずるもの

ハ 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者に該当しない旨の証明書若しくはこれに代わる書面

二 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ホ 住宅宿泊仲介業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていることを証する書類

ヘ 第十三号様式による法第四十九条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第八号から第十一号までのいずれにも該当しない

二 登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員)を含む。以下この条において同じ。)が個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 登録申請者が破産手続開始の決定を受け得ない者に該当しない旨の市町村の長の復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の登録の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの

の長の証明書又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者に該当しない旨の証明書若しくはこれに代わる書面

ロ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの

ハ 第五号様式による財産に関する調査第十四号様式による法第四十九条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 第十四号様式による法第四十九条第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 第五号様式による財産に関する調査第十四号様式による法第四十九条第一項第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

二 前号の期間内に法第五十二条第一項第一号、第四号又は第五号の規定による届出をした法人(合併・解散又は住宅宿泊仲介業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員であつた者であつて、前号に規定する通知があつた日前三十日に当たる日から当該届出をしようとする者は、当該住宅宿泊仲介業約款の実施予定期日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した住宅宿泊仲介業約款設定(変更)届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

(住宅宿泊仲介業約款の届出)

第三十四条 法第五十五条第一項の規定による届出をしようとする者は、当該住宅宿泊仲介業約款の実施予定期日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した住宅宿泊仲介業約款設定(変更)届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

(住宅宿泊仲介業約款の届出)

第三十五条 住宅宿泊仲介業約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 住宅宿泊仲介業に関する料金その他の宿泊者との取引に係る金銭の收受に関する事項

二 契約の変更及び解除に関する事項

三 責任及び免責に関する事項

四 その他住宅宿泊仲介業約款の内容として必要な事項

(住宅宿泊仲介業約款の記載事項)

第三十六条 法第五十五条第四項の規定による住宅宿泊仲介業約款の公示は、継続して、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

一 住宅宿泊仲介業約款の公示は、継続して、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

二 契約の変更及び解除に関する事項

三 責任及び免責に関する事項

四 その他住宅宿泊仲介業約款の内容として必要な事項

(住宅宿泊仲介業約款の公示の方法)

第三十七条 法第五十六条第一項の国土交通省令で定める基準は、住宅宿泊仲介業務に関する料金が契約の種類及び内容に応じて定率、定額その他の方針により定められ、宿泊者及び住宅宿泊事業者にとって明確であることとする。

(住宅宿泊仲介業務に関する料金の公示の方法)

第三十八条 法第五十六条第一項の規定による住宅宿泊仲介業務に関する料金の公示は、継続して、次に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。

一 営業所又は事務所における掲示

二 インターネットによる公開

(禁止行為)

第三十九条 法第五十八条第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

合计得分		得点の自動計算	
<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>	<input type="text" value="0"/>

（株式会社）
販賣免許登録付箇一覧
販賣、嵌入和販賣は販賣免許付箇（
（複印して貯めなさい。）

1. ある意味で、

「日本語を学ぶ」は、必ず書く練習が必要になります。

①「日本語の文法」の欄へ、必ず日本語の文法の記入欄に記入すること。

②「おもてなし」の欄へ、カタカナ、漢字のどちらに文法を記入してもよい人に、その文、英語と日本語と併せて記入すること。また、「在」の欄へも記入すること。

③「在」の欄へ「在る」の意味の場合は、「丁度」、「及」、「及び」をそれぞれ「(アッ)」で括り、上段の記入欄に記入すること。

(2) 入力欄

④ 「生年月日」欄へ、必ず西暦で下記の記入欄をもとめ西暦を入力するとともに、西暦を数字で入力するときに、必ず西暦(西暦)を記入すること。

(3) 入力欄

⑤ 「誕生日」欄へ西暦(西暦)を記入すること。

⑥ 「性別」欄へ「男」か「女」かを記入すること。

⑦ 「既婚・既離」欄へ「既婚」か「既離」かを記入すること。

⑧ 「配偶者有無」欄へ「有」か「無」かを記入すること。

⑨ 「配偶者名前」欄へ配偶者の名前を記入すること。

⑩ 「配偶者性別」欄へ配偶者の性別を記入すること。

⑪ 「配偶者既婚・既離」欄へ配偶者の既婚・既離を記入すること。

⑫ 「配偶者配偶者有無」欄へ配偶者の配偶者の有無を記入すること。

⑬ 「配偶者配偶者名前」欄へ配偶者の配偶者の名前を記入すること。

⑭ 「配偶者配偶者性別」欄へ配偶者の配偶者の性別を記入すること。

2. 第二関係

- (1) 「彼の」の「履歴」は、該当する番号を記入すること。
- (2) ふりがな、登場人物名等の読み方へと一致するものに記入すること。
- (3) 人物の性別、年齢層等の属性を示す形容詞を記入すること。(漢字表記の場合は、その意味を示す形容詞を記入すること)
- (4) 関連、名前などの「の」(リラックス)の後、カタカナで上から左側へ向かって書くこと。例: お風呂(おふろ)、洋服(ようふく)などは文字通りのこと。また、「名前」、「名姓」、「名又」など、上から右側へ記入すること。
- (5) 「個人」、「個人情報」、「個人情報を記入すること」。

3 第二度問佑

該箇所の次に添付すること。

④ 第三回面係
 ① 第三回目、皇室申換書が法人である場合にのみ記入すること。
 ② 役員会に関する事項の欄は、第一回で代表者として記入した者について記入しないこと。
 ③ 第二回目に記載しきれない場合は、同じ様式により複数した書類に記載して当

5 第四回登場人物

- ① 第四回は、住民たる皆が登場を兼ねる場所又は事務所についてのみ記入すること。
例)「**郵便局**又は**郵便局の別**の場合は、該当する番号を記入すること。
- ② 「**電話番号**」の欄に、**公用機種**、**別用機種**、**番号**をそれぞれ(「**タッシュ**」で区切り)記入してあることを。
- ③ 第四回に記載しませぬ場合は、第四回式により作成した番号に記載して添付すること。

6 第五回問
「免許等の年月日」の欄は、免許の有効期間の開始日ではなく、免許を与えられた年月日(「免許の有効期間の開始日の前日」)を記入すること。

第一号様式（第六条関係）

第三号様式（第六条関係）

www.ijerph.org

庄文

1

八

• • • •

- 備考

 - 【姫路共済事務】
① この欄には、登録申請者が法人である場合にのみ記入すること。
② 登記申請者は、本邦の法人は記入しないこと。
③ 「[登録料] 姫路共済事務」の欄は、更新の場合にのみ記入すること。
④ 「[所在地]」及び「[新住所は所在地]」の欄は、「丁目」、「番」及び「号」をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、上段から下段まで記入すること。

- ② 第一面又は第二面に記載し難い場合は、同じ様式により作成した書類に記載して添付面の次に添付すること。

- ①「就任年月日」及び「生年月日」の欄は、最初の□には下記より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空缺の□に「0」を記入すること。

(記入例)	S-60	年	01	月	01	日	M 明治	S 大正	R 昭和
-------	------	---	----	---	----	---	------	------	------

- ◎ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字空けて左詰めで記入し、その隣、漢字及び半漢字は1文字として族うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字空けて左詰めで記入すること。

- ③ 姓二箇頭表
④ 既名又は名称のフリガナの欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて並んで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「既名又は名称」の欄も左詰めで記入すること。なお、株主又は出資者が個人

- である場合は、株式会社の様に1文字分記入で記入すること。

⑨ 「生年月日」の欄は、株式会社は出資者が個人である場合にのみ記入すること。その場合に最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空欄の□に「0」を記入すること。

(記入例)	[S-601] 年 [01] 月 [01] 日	[M]	[N]	[S]	[R]	[令和]
-------	-------------------------	-----	-----	-----	-----	------

- ◎「割合」の欄は、株式会社にあっては該当する株主につき保有株式の発行済株式総数に対する割合を、その他の社員にあっては該当する貯蓄者につき出資金額の出資金総額に対する割合を記入すること。

第四号様式（第六条関係）

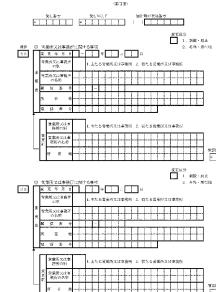
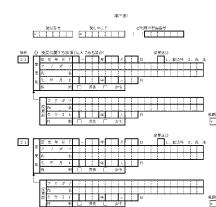
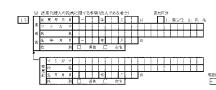
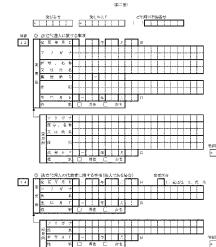
第五号様式（第六条及び第二十八条関係）

第五回終了(第六話及び第二話二部合併)				財政に関する情報	
年	月	日		概要	摘要
支	費	金	額		
支	用	会	金		
支	費	計	支		
支	用	金	支		
支	費	入	金		
支	用	地	物		
支	費	地	物		
支	用	品	利		
支	費	利	化		
支	用	化			
支	費	計			
負	債	金			
負	債	入	金		
負	債	支	金		
負	債	利	金		
負	債	預	金		
負	債	貯	金		
負	債	他	金		
負	債	計			

第六号様式（第六条関係）

第六号様式(第六会員用) (会員登録用)(登録用)	(A)
第 一 頁	
<p>当該登録者は、本登録書類(以下「登録書類」といいます。)並びに登録事項を虚偽の記載又は誤りの記載により記入した場合は、法規の規定により、法規の規定による罰則(以下「法規による罰則」といいます。)並びに法規による罰則に併せてあることを警告します。</p>	
年 月 日	
<p>名 姓 (法定)代 理人 傳写印捺印 性 別 〔法人である場合は〕において、代表者の氏名)</p>	
<p>契約用印押印 印 比較用印押印</p>	

第七号様式（第十条関係）



第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回	第29回	第30回	第31回	第32回	第33回	第34回	第35回	第36回	第37回	第38回	第39回	第40回	第41回	第42回	第43回	第44回	第45回	第46回	第47回	第48回	第49回	第50回	第51回	第52回	第53回	第54回	第55回	第56回	第57回	第58回	第59回	第60回	第61回	第62回	第63回	第64回	第65回	第66回	第67回	第68回	第69回	第70回	第71回	第72回	第73回	第74回	第75回	第76回	第77回	第78回	第79回	第80回	第81回	第82回	第83回	第84回	第85回	第86回	第87回	第88回	第89回	第90回	第91回	第92回	第93回	第94回	第95回	第96回	第97回	第98回	第99回	第100回
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------

⑦ 「改定版」の取扱いを説明する場合
「改定版」の「○」を「△」にすることに、「(変更部)」の記述が追加される。
例：改定版の表題の記述が変更された場合
「改定版」の「○」を「△」にするとともに、「(変更部)」の記述が追加され、「(変更部)」の記述が追加される。

5. 確認用紙

⑧ 確認用紙は原則として提出用紙と同一の用紙であるが、やむを得ない限り、それと別途提出用紙と併せて提出することとする。
要旨又は本文書の記述が複数回ある場合は、各回提出用紙と併せて提出すること。
要旨又は本文書の記述が複数回ある場合は、各回提出用紙と併せて提出すること。
要旨又は本文書の記述が複数回ある場合は、各回提出用紙と併せて提出すること。

6. 附録

⑨ 附録は原則として提出用紙と同一の用紙であるが、やむを得ない限り、それと別途提出用紙と併せて提出することとする。
要旨又は本文書の記述が複数回ある場合は、各回提出用紙と併せて提出すること。
要旨又は本文書の記述が複数回ある場合は、各回提出用紙と併せて提出すること。
要旨又は本文書の記述が複数回ある場合は、各回提出用紙と併せて提出すること。

第八号様式（第十一條關係）

② 「届出の遅延」及び「死亡原因管理責任者と届出人との隔阂」欄は、該当するものの番号を□で囲むこと。

③ 死亡の場合にあっては、「隠匿事由の生じた日」の欄に死亡の事実を如った日を付記すること。

第九号様式（第十八条関係）

第二十九条 住宅宿泊管理業者は、国土交通省等で定めるところにより、その従事する使用者その他の従業者は、その従業者であることを証する説明書をさせなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

2 住宅宿泊管理業者の従業員その他の従業者は、その業務を行うに際し、住宅事業者その他の関係者から請求があったときは、前項の説明書を提示しなければならない。

備考

- 1 取扱い規約番号の付し方について、次の方法によること。
 - (1) 例) 甲第1回及第2回の取扱い規約が用いられた年を西暦で表したときの商号下に下記を記載するものとすること。
 - (2) 第1回の取扱い規約では、当該取扱い規約が用いられた月を記載するものとす。たゞ、その月が西暦で表示される場合においては、西暦の10と11の間に、その月を記載するものとすること。
 - (3) 第2回以下には、従業者ごとに、変則がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 事業に係る事業登記の變更があつたときは、簡単に變更後の内容を記入すること。
- 3 会員登録の際に必要事項が異なる場合は、裏面に記入すること。
- 4 同様の会員登録をすることがあります。
- 5 初回登録の場合は原則2年間は登録すること。

第十号様式（第二十一条関係）

第十一様式(第二十條規則)		標 銘
住 宅 古 老 血 痘 梗 壓 痘 疥		
登 記 事 實	國 交 外 事 大 使 () 事	官
登 記 年 月 日	年 月 日	日
登 記 の 有 無 問	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で	
商 号、名前又は出名		
主 な 事 業 又 は 事 業 の 所 在 地	監 視 號 ()	
35人以上		

第十一号様式（第二十三条関係）

第十二号様式（第二十七条関係）

(第三回)
夏威夷折衷計画 借り延繩、娘入和歌父は足折り計画
(借切ではなむない)

備考
1 各面共通事項
 ① 登記申請者社、会の欄には記入しないこと。
 ② 「慶祝年月日」及び「生年月日」の欄は、農耕日には下表より該当する元号のコードを記入とともに、□に既序を記入するに當たっては、空位の□に「0」を記入すること。

③ 著名の「フリガナ」の例は、カタカナで、姓の前に日本文分空けて並んで記入し、その後、漢文及び半角漢字は日本文として扱うこと。また、「比喩」の欄も本欄に並んで記入するが、この欄は必ず記入すること。

名」の欄は姓と名の間に「文字分隔で区切めて記入すること。
 ④ 「住戸」及び「所在地」の欄は、「丁目」、「番」及び「号」をそれぞれ一
 ドッシュで区切り、上段から左詰めで記入すること。
 (記入例) 

② 第一回譲り
① 法人番号は、登録申請者が法人である場合にのみ記入すること。
※ 法人番号とは、国税庁から割り定め・通知される3桁の番号。(営業登記簿の会社名等欄は12位の左側に1桁を付加したもの)

- ◎ 単語、名前又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上級から下級まで記入し、その間、漢字及び半濁点は1文字として置うこと。また、「複数、名前又は姓氏」の欄も、上級から下級まで記入すること。
- ◎ 代表者又は個人に関する事項の場合は、次の区分に応じ、それぞれ前款区分

に見えたところにより作成したこと。
ヲ 代表者に交代があった場合
　「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。
イ 代表者の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄及び「変更前」の欄の両方に記載すること。

第十七号様式(第05十二条規則)		旅館業	
旅館業者登録申請書 Licensed by the Japan Hotel Agency in accordance with the provisions of the Private Lodging Business Act			
登録番号	登録者名前	登録者官室名	登録番号
登録年月日	登録年月日	登録年月日	登録年月日
登録の有効期間	登録の有効期間	登録の有効期間	登録の有効期間
商号・名称又は店名	商号・名称又は店名	商号・名称又は店名	商号・名称又は店名

第十六号様式（第三十三条関係）

第十七号様式（第四十二条関係）

第	号	年	月	日	(年齢記入欄)
					高齢者登録課
					職 名
					姓 名
					年 月 日生
被扶養者登録(66名)欄に於ける被扶養者登録欄の各欄に於ける 上記					
立入検査証					
規光社長官					
5.5m					